

令和5年第2回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年5月15日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 黒川理佳 | 2番 檜原浩二 |
| 3番 野口加代子 | 4番 竹内政幸 |
| 6番 武澤豪 | 7番 北上正弘 |
| 8番 後藤修 | 9番 坂東重夫 |
| 10番 藤本功男 | 11番 笠井安之 |
| 12番 中野厚志 | 13番 笠井一司 |
| 14番 檜原伸 | 15番 松村幸治 |
| 16番 吉田稔 | 17番 木村松雄 |
| 18番 阿部雅志 | 19番 原田定信 |
| 20番 三浦三一 | |

欠席議員（1名）

5番 原田健資

会議録署名議員

3番 野口加代子 4番 竹内政幸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | |
|--------------|----------------|
| 市長 町田寿人 | 副市長 木下修一 |
| 教育長 高田稔 | 企画総務部長 坂東孝一 |
| 市民部長 岩野竜文 | 健康福祉部長 稲井誠司 |
| 産業経済部長 森克彦 | 建設部長 高田敬二 |
| 水道部長 吉岡宏 | 教育部長 森友邦明 |
| 企画総務部次長 大倉洋二 | 危機管理局長 小松隆 |
| 市民部次長 古川秀樹 | 健康福祉部次長 笠井孝彦 |
| 産業経済部次長 岡本正和 | 建設部次長 笠井和芳 |
| 教育部次長 佐藤正彦 | 教育部次長 酒巻達也 |
| 吉野支所長 住友勝次 | 土成支所長 鈴田直城 |
| 阿波支所長 大塚清 | 農業委員会事務局長 相原繁喜 |

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 川 人 啓 二

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 市長の所信表明

日程第 4 議案第 2 3 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 5 議案第 2 4 号 動産の取得について（消防ポンプ自動車）

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 1 号）について）

日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について）

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について）

日程第 1 2 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

（阿波市税条例の一部改正について）

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市介護保険条例の一部改正について)

日程第 1 5 議案第 2 5 号 副市長の選任について

日程第 1 6 議案第 2 6 号 固定資産評価員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和5年第2回阿波市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番野口加代子さん、4番竹内政幸君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、5月11日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和5年第2回阿波市議会臨時会の運営協議のため、5月11日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今臨時会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日5月15日の1日限りと決定いたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、市長の所信表明、提出議案の説明、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日5月15日の1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日5月15日の1日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 市長の所信表明

○議長（笠井一司君） 日程第3、市長の所信表明を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） おはようございます。

本日は、令和5年第2回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、笠井一司議長、吉田副議長をはじめ、議員各位におかれましてはご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

このたび、4月16日に告示されました市長選挙におきまして、市議会議員の皆様をはじめ市民の皆様から温かいご支援とご厚情を賜り、初当選させていただくという栄に浴し、市政のかじ取りをさせていただくことになりました。就任後、課せられた使命と責任の重さをひしひしと感じるとともに、身の引き締まる思いで決意と覚悟を持って市長の責務を全うしてまいりたいと考えております。

それでは、今後の阿波市政を運営するに当たりまして、私の所信を申し述べさせていただきます。

全国的な課題となっております人口減少問題解決や本市の持続的発展のためには、市民のニーズを的確に把握し、未来を見据えた市政運営を行う必要があります。そのため、市長選挙に当たっての公約や第2次阿波市総合計画等を基本として政策を推進してまいります。

初めに、切れ目のない子育て支援でございます。

本市では、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに子育て支援を重点施策として推進しており、令和4年度には阿波っ子条例を施行し、子育て支援のさらなる充実や子どもが健やかに成長できる阿波市の実現に向けた取組を進めてまいります。特に、現在進めております放課後児童クラブの整備や認定こども園、子育て支援センターの機能強化を図るなど、子育てを地域全体で支え、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至る切れ目のない支

援を行ってまいります。

また、学校教育の充実につきましては、市の将来を担う人材を育成するため、学力向上推進講師によるきめ細やかな指導に加え、小学校における英語活動など、本市ならではの教育に注力するとともに、就学前から高等学校までの連携強化に向けた取組を推進してまいります。加えて、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末や電子黒板を活用し、時代に即した教育を実践するとともに、よりよい教育環境の整備に努めてまいります。

次に、活力ある阿波市農業の推進でございます。

本市は、自然豊かで広大な農地と整備された農業施設のもと、多種多様な農業生産が営まれている県下の農業地域であり、第3次農業振興計画に基づき、魅力と活力に満ちた農業を推進してまいります。そのために、阿波市ブランドを確立させ、認知度拡大を図り、販売力の強化や生産性の向上につなげる取組を展開してまいります。また、新規就農者の確保や認定農業者の育成といった担い手の育成、確保を図るなど、今後も関係機関と連携し、本市農業の活性化とさらなる飛躍に向けた取組を進めてまいります。

次に、商業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響や経営者の高齢化、後継者不足もあり、本市の商業を取り巻く環境は厳しさを増していると認識をしております。このため、本市の商業において核となる阿波市商工会と連携し、創業や経営改善、後継者の育成に取り組んでまいります。また、企業誘致は近年順調に推移していることから、今後におきましてもオーダーメイド型の企業誘致を推進するため、相談窓口の充実や情報収集力を強化し、雇用の創出に努めてまいります。

次に、観光についてでございます。

本市が誇る阿波の土柱や4つの四国霊場札所をはじめ、天然温泉御所の郷、阿波土柱の湯などの温浴施設、昨日、一昨日と実施されましたオープンガーデンといったイベントなど、観光、交流資源の魅力を最大限に引き出せるよう、観光協会や市民グループと連携を強化してまいります。

次に、安全で安心なまちづくりでございます。

近年、激甚化、頻発化する豪雨災害に加え、中央構造線直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生に対応するため、市と徳島中央広域連合、市消防団、自主防災組織といった防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を進めてまいります。ま

た、消防団車両の更新や各種資機材等の整備、飲料水や非常食の備蓄につきましても計画的に行ってまいります。加えて、市民の皆様には安全で良質な水道水を供給すると同時に、経営基盤強化を図るため、水質管理体制の強化を図るとともに、施設の老朽化対策や統廃合を進めてまいります。

次に、移住・定住の推進でございます。

本市を含む地方自治体は、人口減少問題の克服に向けた取組の一層の強化が求められていることから、地域自体の魅力や活力を向上させていくことに加え、情報発信や相談体制の整備、経済的支援などのサポートを充実させ、移住政策を促進してまいります。そのための取組として、ホームページや移住サイトの充実、阿波市公式LINEやふるさと納税制度の活用等、あらゆる媒体、機会を活用し、積極的に阿波市の魅力を全国へ向けて発信してまいります。

また、徳島県や移住交流支援センター、移住プロジェクトチーム間の連携や移住相談、空き家情報登録制度の活用等によるサポート体制の整備、新規就農とパッケージ化した地域おこし協力隊の募集等により、移住、さらには定住に向けた取組を強化してまいります。

次に、地域福祉の充実でございます。

少子・高齢化や核家族化、さらには価値観の変化に伴い、福祉ニーズは今後ますます多様化することが想定されることから、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体、ボランティア団体等の活動と連携し、市民と行政が一体となった地域福祉体制をつくり上げ、地域共生社会の実現を目指してまいります。また、市民の福祉意識の高揚と福祉活動への参画促進、ボランティアの育成・確保など、地域福祉を支える担い手の育成に努めてまいります。

次に、計画的な行財政運営の推進でございます。

本市は、市町村合併以降、合併特例債をはじめとする有利な財源を有効に活用するほか、企業誘致や行財政改革に取り組むことで健全な財政状況を維持してまいりました。一方、市町村合併に伴う国や県の合併支援措置も減少し、限られた財源の中で多様化する市民ニーズに応えるため、随時財政状況をチェックしながら事業の選択と集中を進めてまいります。あわせて、公共施設等総合管理計画、公共施設個別管理計画に基づく施設の総量や配置の最適化、長寿命化を図るなど、既存施設の有効活用に取り組んでまいります。加えて、自主財源の確保や民間活力の導入などに取り組み、持続可能な財政運営に努めてま



います。

また、企業誘致はもとより、農産物の供給、観光客のアクセス向上といった多くの効果をもたらし、地方創生の起爆剤となる（仮称）阿波スマートインターチェンジ工事の本格化に合わせ、周辺道路の整備を推進するとともに、徳島自動車道の全線4車線化についても整備促進に向けた取組を推進してまいります。

次に、本市の重要課題であります中央広域環境施設組合新ごみ処理施設についてでございます。

新ごみ処理施設の建設につきましては、昨年の入札公告において参加者がなかったことを踏まえ、現在検証業務を行っているところであります。一部事務組合として、共に運営いたします板野町、上板町とも十分協議し、令和7年8月の稼働開始を目指し、一日も早く施設の建設に着手できるよう全力で取り組んでまいります。

また、昨年4月には旧市場町の区域が過疎地域に指定されましたが、これを新たなまちづくりの契機として捉え、阿波市過疎地域持続的発展計画に位置づけられた施策を推進し、国の財政支援措置等を有効かつ効果的に活用しながら、過疎地域の活性化と持続的発展に取り組んでまいります。

以上、申し述べさせていただいた市政運営の推進に当たっては、多くの市民の皆様の声聞く機会を設け、ご意見を伺いながら各種施策に反映させてまいります。また、車の両輪に例えられる市議会議長をはじめとする市議会議員の皆様のご意見をお聞きしながら、職員一丸となって本市の将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」の実現を目指し、粉骨砕身取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、市民の皆様や市議会議員の皆様におかれましては、市政発展のため格段のご支援、ご協力を賜りますことを切にお願いいたしまして、市政運営に当たりましての私の所信表明とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 23号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第 24号 動産の取得について（消防ポンプ自動車）

日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について）

日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について）

- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 日程第13 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第14 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）

○議長（笠井一司君） 次に、日程第4、議案第23号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第14、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計11件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております予算案件1件、その他案件1件、予算案件を含む専決処分9件の計11件について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第23号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額2億880万円でございます。

主な事業といたしましては、物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯等に給付金を支給する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などがございます。

次に、議案第24号動産の取得につきましては、現在手続を進めております消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認第1号から承認第9号までの9件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、その内容につきましては、予算案件6件、条例案件3件で、それぞれこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第11号）につきましては、減額補正予算額5,800万円でございます。

次に、承認第2号令和4年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、減額補正予算額800万円でございます。

次に、承認第3号令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額734万6,000円でございます。

次に、承認第4号令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額115万円でございます。

次に、承認第5号令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、減額補正予算額5,910万円でございます。

次に、承認第6号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、減額補正予算額180万円でございます。

次に、承認第7号阿波市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第8号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第9号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが移行されることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第23号から承認第1号までの3件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第23号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億860万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

この補正予算（第2号）につきましては、エネルギー、食料品価格など物価高騰の影響が長期化する中で、速やかに生活、暮らしの支援を行うために取り組むべき事業を予算計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金1億6,900万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金でございます。

次に、19款1項基金繰入金3,979万4,000円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費1億6,250万円につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業で、住民税非課税世帯など低所得世帯に対し1世帯当たり3万円を給付し、食費等物価高騰に対する負担軽減を図るものでございます。

次に、3款3項児童福祉費4,630万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費で、低所得の独り親世帯や住民税非課税の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付し、食費等物価高騰に対し生活支援をするものでございます。

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第24号について補足説明をさせていただきます。

議案第24号動産の取得について。

消防ポンプ自動車の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

取得する動産につきましては、消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得価格は2,101万円、取得の相手方は、徳島市津田浜之町5番5号、株式会社藤島、代表取締役藤島晴三でございます。

次に、承認第1号の補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第11号）。

令和4年度阿波市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億1,430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

今回の補正予算（第11号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正を行い、歳出面では事業費確定の見込みがついたことから不用額についての減額補正と教育施設整備基金等への積立てを行うなど、令和4年度決算を見越し、予算の最終調整を講じたものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など、8事業について変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。

総務債などの限度額の変更で、補正後の限度額総額は12億9,940万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

7款1項地方消費税交付金1億5,837万5,000円の追加につきましては、交付金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税4億9,340万1,000円の追加につきましては、特別交付税が確定したことによるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金9,628万8,000円の減額につきましては、主に子どものための教育・保育給付交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金5億4,266万5,000円の減額につきましては、主に財政調整基金の繰入れを取りやめたものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

22款1項市債8,210万円の減額につきましては、主に橋梁修繕事業の公共施設等整備事業債や地方道整備事業の合併特例債の減額でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費1億812万2,000円の減額につきましては、主に価格高騰緊急支援給付事業費や障害者自立支援給付費の実績見込みによるものでございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費4,174万円の減額につきましては、主に介護保険特別会計への繰出金や地域介護・福祉空間整備推進事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費6,515万円の減額につきましては、主に児童手当や私立認定こ

ども園の運営負担金である施設型給付費繰出金の実績見込みによるものでございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費7,481万7,000円の減額につきましては、主に新型コロナワクチン接種対策事業費やあわっ子はぐくみ医療費の実績見込みによるものでございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

6款1項農業費5,426万8,000円の減額につきましては、農業人材力強化総合支援事業費や活力ある阿波市農業振興事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

13款2項基金費5億2,636万2,000円の追加につきましては、情報システム施設整備基金や教育施設整備基金などの積立てをお願いするものでございます。

最後に、64ページをお願いいたします。

この調書は、7ページの地方債補正の変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は190億7,433万円でございます。

以上、議案第23号から承認第1号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、承認第2号から承認第4号について一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第2号令和4年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億921万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、歳入では税収入の実績見込みや交付金等の確定に伴う補正を行い、歳出では事業の実績見込みによる減額の調整を講じたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税6,822万5,000円の減額につきましては、医療給付費分や後期高齢者支援分などの現年課税分の実績見込みによるものでございます。

次に、その下、4款1項県負担金補助金7,023万4,000円の増額につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金の実績見込みにより増減額の調整を行ったものでございます。

次に、その下、7款1項一般会計繰入金974万4,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分や保険者支援分等の額の確定及び実績見込みにより増減額の調整を行ったものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2款4項出産育児諸費800万円の減額につきましては、出産育児一時金の実績見込みによるものでございます。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号令和4年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,632万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出とも額の確定などにより増減額の調整を講じたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

4款1項一般会計繰入金338万9,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものでございます。

次に、その下、5款1項繰越金1,111万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金734万6,000円の増額につきましては、徳島県の後期高齢者医療広域連合への負担金の額の確定によるものでございます。

以上、承認第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号令和4年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

それでは、歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項県補助金120万円の減額につきましては、特定助成事業補助金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項償還事務費145万円の減額につきましては、償還事務に係る弁護士業務委託料の実績見込みによるものでございます。

次に、その下、3款1項繰出金30万円の増額につきましては、住宅新築資金等貸付金の元利収入などの実績により一般会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上、承認第2号から承認第4号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、承認第5号について補足説明をさせていただきます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号令和4年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,527万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

今回の補正予算（第3号）につきましては、年度末に至り、歳入面では国庫支出金や支払基金交付金等の交付額の確定による補正を行い、歳出面では決算見込額により給付費等の不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ、上から6行目、3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金が補正額846万5,000円の減額、続いて下から2行目、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金が補正額1,171万2,000円の減額。

続いて、12、13ページをお願いいたします。

左側のページ、上から3行目の5款県支出金、1項1目介護給付費負担金、補正額1,032万3,000円の減額につきましては、いずれも現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

左側のページ、中段の2款保険給付費が補正額3,800万円の減額で、主な要因といたしましては、2行下の1目居宅介護サービス給付費が補正額2,200万円の減額、続いて2行下の5目施設介護サービス給付費が補正額1,000万円の減額で、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことから減額するものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

左側のページ、中段から少し下の5款地域支援事業費が補正額1,536万5,000円の減額で、主な要因といたしまして、右側のページ、介護予防・生活支援サービス事業費や次の18、19ページ、右側説明欄の総合相談事業費等決算見込みによる不用額の減額によるものでございます。

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、承認第6号について補足説明をさせていただきます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号令和4年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,216万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和5年3月31日専決、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

今回の補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出とも事業費の実績に伴う減額補正を行ったものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、下水道債の限度額を820万円に変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算といたしまして、8款1項1目下水道債180万円の減額につきましては、公営企業会計適用債の実績に伴う減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出予算を説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費180万円の減額につきましては、法適用化策定支援業務委託料の実績に伴う減額でございます。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(笠井一司君) 岩野市民部長。

○市民部長(岩野竜文君) 続きまして、承認第7号及び承認第8号について一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項

の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、設備投資に係る固定資産税の負担を軽減する特例措置が新設されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

特例措置の対象となる企業の要件としましては、本市の先端設備導入促進基本計画の認定を受けることなどが条件となります。

特例措置の詳細につきましては3つに区分されており、その1つ目としましては、企業が設備投資を通じて年平均3%以上の労働生産性の向上を実現するための先端設備等導入計画を策定した場合は、3年間課税標準を2分の1に軽減します。さらに、2つ目としましては、1つ目の条件に加えて令和6年3月31日までに取得した設備で導入計画に賃上げ表明が期待されている場合は、5年間課税標準を3分の1に軽減します。最後に、3つ目としまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した設備で導入計画に賃上げ表明が期待されている場合は、4年間課税標準を3分の1に軽減します。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、承認第7号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額などが見直されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容の1点目としまして、中、低所得者層の国民健康保険税の負担軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げます。次に、2点目としまして、低所得者層に対する軽減措置として、対象世帯に係る軽減判定所得を5割軽減の対象となる世帯は被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯は被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減が拡大されます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、承認第7号及び承認第8号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、承認第9号について補足説明をさせていただきます。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、令和4年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入の減少が見込まれる場合等において、保険料の減免が行えるよう条例の一部改正をするものでございます。

改正内容といたしましては、減免する保険料は令和4年度の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月以降の期間に納期限が到来するものについて減免の対象となるものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日となります。

以上、承認第9号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号から承認第9号までの計11件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から承認第9号までの計11件については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号動産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿波市一般会計補正予算（第11号）について）から承認第9号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計9件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第9号までの計9件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第25号 副市長の選任について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第15、議案第25号副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております議案第25号副市長の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましては、次の者を副市長に選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

氏名は安丸学、住所は阿波市土成町吉田字涼ミ堂22番地11、生年月日は昭和34年10月29日生まれの63歳でございます。

安丸氏につきましては、昭和61年に土成町役場職員として採用され、平成17年4月の市町村合併後は企画総務部次長、健康福祉部長、平成30年4月からは企画総務部長などを歴任、令和2年3月に定年退職、現在は阿波市商工会事務局長を務められています。安丸氏は、長年にわたり行政運営に携わり、知識、経験とも非常に豊富であると同時に、人望も厚く誠実な方で、地方創生などを進めていく中で私を補佐し、関係部局を指揮監督する立場といたしましても本市の副市長として最適任者であると考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和5年6月1日から令和9年5月31日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第25号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号副市長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定しました。

副市長の入場を許可いたします。

（次期副市長 安丸 学君 入場 午前11時07分）

○副市長（安丸 学君） 失礼をいたします。

安丸学でございます。先ほどは私の副市長選任同意を賜りまして、誠にありがとうございます。



います。大変光栄でありますとともに、改めて身が引き締まる思いでございます。

この場に立たせていただきますと、職員時代に多くのご質問をいただき、そして大変緊張感を持ちながら答弁をさせていただきましたことを思い出します。

ちょうど令和2年3月議会を最後にここに立ちましたが、それ以来ということになりますけれども、あれから3年が経過をいたしました。3年後に改めてこのような形の中で議員各位の前でご挨拶をさせていただくというふうなことは想像だにしておりませんでした。私はこの町に生まれ育って、そして地域の皆さん、あるいは多くの皆さん方にお支えをいただき、またご協力をいただきながら、三十数年間、公務員として仕事をやってまいりました。その行政経験、あるいはそれに伴います、上っ面ばかりではございますけれども、知識を活用いたしまして、現在この町の抱える課題の解決、あるいはまた進捗に向けて町田市長を補佐し、そして私なりに精いっぱい、甚だ微力ではございますけれども、全力で取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻いただきますとともに、ご理解、ご協力も併せてお願いを申し上げまして、本日の私の就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。（拍手）

○議長（笠井一司君） ちょっとそこで待っておいてください。

ただいま市長より提案のございました副市長が同意されたわけであります。議会議員といたしましても、お喜びを申し上げる次第でございます。今後とも、市長、副市長と共に阿波市発展のためにご活躍されることを、高い席からではございますが、心よりご祈念申し上げ、お喜びに代えさせていただきます。

（次期副市長 安丸 学君 退場 午前11時10分）

○議長（笠井一司君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 議案第26号 固定資産評価員の選任について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第16、議案第26号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案いたしております議案第26号固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましては、次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

住所は阿波市土成町高尾字林坊122番地1、氏名は岩野竜文、生年月日は昭和39年1月20日生まれでございます。

現市民部長の岩野竜文氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和5年第2回阿波市議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申

上げます。

本日の臨時会の開催につきましては、議員各位のご協力によりまして開催できましたことを厚くお礼申し上げます。また、今臨時会に提案いたしました議案等につきましては、全て原案どおりご承認をいただき、誠にありがとうございました。それから、先ほどの安丸学氏の副市長選任に当たりましては、全議員の皆様の同意を賜りましたことに心からお礼申し上げます。

今後におきましても、市政発展のため市議会議員の皆様方としっかりと協議しながら進めてまいりますので、格別のご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員